

## ICキャッシュカード特約

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。ここでいうICカードとは、従来のキャッシュカード機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICカード機能、および当行所定の取引に係る機能（以下、これらの機能を「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。
- (2) この特約は、とうぎん「カード規定」（各種カード規定を含みます。）の一部を構成するとともにとうぎん「カード規定」と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、とうぎん「カード規定」が適用されるものとします。

### 2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な「ICカード対応現金自動預金機」（以下「ICカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に提供されます。

### 3. (ICカードの利用)

- (1) 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM等」といいます。）および提携先のATM等・現金自動支払機（以下「CD等」といいます。）において、ICカードの利用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合は、ICカードとしての利用はできませんが、磁気ストライプカードとして利用ができます。
- (2) 生体認証機能が付いていないICカード対応ATMにおいては、生体認証機能によるお取引はできませんがICカードとしての利用ができます。

### 4. (1日あたりの支払限度額)

- (1) ICカードによる1日あたりの支払限度額は、「生体認証機能を利用した支払取引」、「ICカード機能を利用した支払取引」、「ICカード機能を利用しない支払取引（磁気ストライプ支払取引）」である場合にそれぞれ区分して定めるものとします。
- (2) 1日あたりの支払限度額に変更がある場合は、当行本支店窓口へのポスター掲示、および当行ホームページへの掲載により通知致します。

### 5. (振込カード機能)

- (1) 当行のICカード対応ATM等で振込操作を実施した場合、画面表示の指示に従って登録の操作をすることにより、当該振込に関する受取人情報をICチップ内に保存することができます。
- (2) ICチップ内に保存された受取人情報は、当行のICカード対応ATM等により次回以降の振込操作において利用することができます。
- (3) 振込に関する受取人情報は、当行所定の件数を限度としてICチップ内に保存ことができ、所定の件数を超えた場合は、任意の受取人情報の上に上書き保存されます。
- (4) ICカードが再発行された場合、従前のカードに保存されていた受取人情報は新ICカードに引継されません。
- (5) ICカードが破損した場合、受取人情報は再生できません。

### 6. (生体認証機能)

- (1) お客様本人の手の指静脈情報を、ICカード上のICチップに記録・保存し、生体認証機能を利用した取引において、当行所定の機器により、本人による取引であることを認証・確認します。
- (2) 生体認証機能を利用した取引は、当行及び提携先の生体認証機能付きICカード対応ATM等でご利用できます。
- (3) 生体認証機能をご利用になる場合は、ICカード交付後において、お客様ご本人の生体情報（手の指静脈データ）を、当行本支店窓口において予め登録する必要があります。
- (4) 生体情報を登録する場合、当行所定の方法により本人確認をさせていただきます。
- (5) 生体情報の登録・削除はできません。
- (6) ICカードを再発行・再交付された場合、従前のカードに登録されていた生体情報は新ICカードに引継されません。
- (7) 生体情報は、ICカードのICチップ内に記録され、当行が生体情報を取得することはありません。

### 7. (再発行手数料)

紛失・盗難・破損等によりICカードを再発行する場合、当行所定の再発行手数料をいただきます。

### 8. (その他)

- (1) ICカード特約の各条項は、金融情勢および諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合は、当行本支店店頭へのポスター掲示、ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から、適用するものとします。

以上